

別紙資料1 リスク分担表(案)(1)

段階	リスクの種類	番号	内容	リスク分担	
				市	事業者
共通 (2)	法令リスク	1	法制度・許認可の新設・変更に関わるもの(事業に影響を及ぼすもの)		-
		2	法制度・許認可の新設・変更に関わるもの(上記以外のもの)	-	
	税制リスク	3	消費税率の変更によるもの		-
		4	法人税の変更によるもの(法人の利益に係るもの)	-	
		5	法人税の変更によるもの(上記以外のもの)		-
		6	建物所有に関する新税又は税率の変更によるもの(市の所有権の移転前)	-	
		7	その他の新税又は税率の変更によるもの(事業に影響を及ぼすもの)	(3)	(3)
	デフォルト・リスク (契約解除リスト)	8	事業者の事業放棄,破綻などによる場合	-	
		9	市の事業継続が困難となった場合,当該サービスが不要となった場合		-
		10	戦争,暴動,天災等の不可抗力による場合	(4)	(4)
	政治・行政リスク	11	市の債務負担行為の設定及び契約に関して議会の承認が得られない場合		-
		12	市の政策の変更(本事業に影響を及ぼすもの)		-
	生徒数の将来推移に関するリスク	13	生徒数の急激な変化等の将来推移に関するもの(社会リスク)		-
	環境問題リスク	14	設計,建設,維持管理・運営における有害物質の排出・漏洩など,環境保全に関わるもの	-	
	移管手続リスク	15	施設移管手続に伴う諸費用発生,事業会社の清算手続に伴う損益等	-	
計画 ・ 設計	発注者責任リスク	16	事業者の発注による工事契約の内容及びその変更に関するもの	-	
	測量・調査リスク	17	市が実施した測量・調査に関するもの		-
		18	事業者が実施した測量・調査に関するもの	-	
	設計リスク	19	市の提示条件・指示の不備や変更によるもの		-
		20	事業者による不備や変更によるもの	-	
資金調達リスク	21	必要な資金の確保に関するもの	-		
建設	工事遅延・未完工リスク	22	市の責めによる工事の遅延や未完工のリスク		-
		23	不可抗力による工事の遅延や未完工のリスク	(4)	(4)
		24	上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク	-	
	性能リスク	25	市の要求する性能に達しないために必要となる改善,その他損害に関するもの	-	
	建設コストリスク	26	市の責めによる工事費の増大		-
		27	不可抗力による工事費の増大	(4)	(4)
		28	上記以外の要因による工事費の増大	-	

	関連インフラ整備リスク	29	周辺のインフラ(電気,ガス,水道等)未整備に関するもの		-
	施工監理リスク	30	施工監理に関するもの	-	
	施設損傷リスク	31	供用開始前に工事目的物,材料,その他関連工事に関して生じた損害	-	
	用地リスク	32	地中障害物及び埋蔵文化財が存在するために発生する追加費用の負担及び工期の延長		-
		33	土壌汚染等の土地の瑕疵	(5)	(5)
		34	建設に係る仮設,資材置場の確保に関するもの	-	
	物価リスク	35	建設期間中のインフレ・デフレ	-	
維持管理・運営	支払遅延・不能リスク	36	市からのサービス購入料金の支払遅延・不能に関するもの		-
	計画変更リスク	37	市の指示による事業内容・用途の変更に関するもの		-
	性能リスク	38	市の要求する性能に達しないために必要となる改善,その他損害に関するもの	-	
	維持管理コストリスク	39	市の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大・減少		-
		40	不可抗力により起因する維持管理費の増大	(4)	(4)
		41	上記以外の要因による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)	-	(6)
	施設損傷リスク	42	市の責めによる損傷		-
		43	不可抗力に起因する損傷	(4)	(4)
		44	事故,火災等による損傷	(7)	(7)
		45	施設の瑕疵による損傷	(8)	(8)
		46	通常の劣化による損傷	-	
		47	上記以外の要因による損傷	-	
	修繕費増大リスク	48	市の責めによる事業内容・用途の変更などに起因するもの		-
		49	不可抗力により起因するもの	(4)	(4)
		50	上記以外の要因によるもの	-	
物価リスク	51	維持管理・運営期間中のインフレ・デフレ	(6)	-	
パートナーリスク	52	事業パートナーの能力不足などによるもの	-		
その他	公募書類リスク	53	公募書類等の誤りに関するもの		-
	応募リスク	54	応募費用に関するもの	-	
	契約締結リスク	55	市の責めにより,選定事業者と契約が締結できない場合又は手続に時間を要する場合		-
		56	上記以外の要因によるもの	-	

- (凡例) : リスクの全部又は大部分を負担します。
 : リスクの条件に応じて、市と事業者のいずれか又は双方がリスクを負担します。
 - : リスクの大部分又は全部を負担しません。
- (1) 本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものであり、今後公募段階において事業契約書(案)にて詳細を明示します。
- (2) 共通のリスクとは、計画・設計、建設、維持管理・運営の全ての段階に関わる基本的なリスクを表します。計画・設計、建設、維持管理・運営に示していない条件下でのリスクについて、共通のリスクに記載があるものに関しては、原則として当該リスクにおける考え方を準用します。
- (3) 法人の利益に係る新税又は税率の変更については事業者のリスク、その他の新税又は税率の変更は市のリスクとすることを原則として考えています(ただし、事業に影響を及ぼすものに限定します)。
- (4) 不可抗力事由により、市及び事業者に追加費用その他損害が発生した場合、互いに損害賠償請求を行わないことを想定しています。また、事業者に生じる追加費用その他損害が発生した場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とすることを原則として考えることが一般的です。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)において提示します。
- (5) 事業者が施設建設のために必要な測量及び地質調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した合理的な追加費用を負担します。ただし、測量及び地質調査の不備、誤謬があり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合、上記の費用は事業者が負担するものとします。
- (6) 維持管理・運営に係るコストについて、物価の変動があった場合は、維持管理・運営に係るサービス対価を物価の変動に合わせて一括して改定するものとし(リスク分担表(案)No.51)、個々の費用内訳の変動については事業者のリスクとして、個々の変動に応じた対価の改定は行いません(リスク分担表(案)No.41)。
- (7) 事故・火災等による損傷リスクのうち、公募条件にて付保の義務付けを想定している場合は、対応する保険によって賄うことのできる部分については保険によるものとし、それを超える部分については帰責事由に応じるものとします。
- (8) 施設の瑕疵による損傷リスクについては、供用開始から 10 年以内に明らかとなったものについては事業者の負担とし、11 年目以降について明らかとなったものについては市の負担とします。ただし、施設・設備の部位別で期間を分類することも考慮する必要があります。

別紙資料2 施設コンセプトに関する地元提案

京都御池中学校の施設建設の基本的な考え方について(提案書)

一人一人の子供が輝き、地域の心がふれ合う、都心の安らぎと華やぎのシンボル

伝統と先進性のまち・京都から、地域が生み育てる二十一世紀型・複合施設の創造と発信

- 一. 『地域が誇る、都市型シンボル』 - 子どもと大人と世界を魅了し続け、伝統を生かし未来を創造する場
- 一. 『学力を磨き、生きる力を育む』 - 子どもの学ぶ意欲や自発性・向上心を高め、確かな学力を育む空間
- 一. 『憩い語らい、豊かな心を養う』 - 多くの子どもや大人が集い、心豊かな人間関係を培うゆとりの空間
- 一. 『健康と体力、たくましさを培う』 - 各世代のスポーツ活動や健康づくりなど地域に開かれた空間
- 一. 『人と環境の共生、安らぎを結ぶ』 - 人と環境に優しい、自然豊かでバリアフリーな地域の防災拠点
- 一. 『交流と体験、華やぎの創出』 - 多世代の心温まる触れ合いや賑わいをつくり、地域や社会に貢献する場

一. 地域でつくる学校

日頃から地域の子どもたちの教育の充実や各世代の生涯学習の推進にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、京都御池中学校は十四学区の元学区にわたる地域と親と子どもたちの願いと未来を託して、本年四月開校いたします。その後、平成十八年度までに完成する新しい校舎施設は、明治二年に地域の先人たちが教育への情熱と汗を傾けて創設された、日本で最初の学校である柳池校跡地に建設されることとなりました。

私たちは、わが地域の城巽・柳池・滋野の三中学校を統合するという断腸の思いの決断を経て、京都御池中学校を自分たち住民の智恵と熱意を生かして設立するために結集し、先人たちに学びつつ、その偉業を超えようとするほどの熱い思いに駆られ、今日まで論議・検討してまいりました。

二. 学校はまちづくりの拠点

時代はまさに第三の教育改革期を迎え、新しい学びが生まれ、学校も従来では考えられなかったスタイルに変わろうとさえしております。現に私たちが取り組んだ他都市の視察や資料調査等の中でも、驚くような学校のあり方を目の当たりにしてきたばかりであります。例えば、子どもと子ども、子どもと教師との豊かなコミュニケーションが生まれる開放的な校舎、始業・終業ベルの鳴らない教室、お年寄りや幼児をいつも身近に感じられる学校、自然採光があふれ環境に優しい学校、などなど枚挙に暇がありません。

いずれにしても、学校はその都市とその地域のシンボルとして、堂々たる威風を飾り、住民にも子どもにも安らぎと誇りを与えている様子が歴然としておりました。

まさにこの姿は明治期以来のわが京都の学校そのものであります。明治期から今日まで、学校はひとつづくりとまちづくりの拠点であり、防災や祭事をはじめ地域の集う多機能な施設でありました。

この伝統に息づく学校の姿からも、新しい京都御池中学校は私たち地域が生み育てる学校であると同時に、私たちの地域を育て将来の社会を築いていく拠点として極めて大切な役割を担うものであります。また、これらは時代を超えた古き良き伝統であると共に、少子化や高齢化、職住分離や都心部の過疎化などの進展する今日の時代ならではの新たなニーズに的確に応えるものでもあります。

三. 新しい中学校施設のために

幸いにして京都御池中学校には、私たちの強い要望に応えられた結果、こうした地域のシンボル施設にふさわしい用地が確保され、旧来の二倍近い広さで、新しい感覚の複合施設が建設されることとなりました。これによって、懸念されておりましたマンションなどの民間ビル建設による教育環境の悪化を免れ、中学校はもとよりお年寄りから幼児まで幅広い世代に親しまれ活用される、利便性と貢献度の極めて高い施設が誕生することとなったわけであります。複合化することで初めて、夢のようでありました広く充実した中学校施設の建設が、いよいよ現実となったものであります。まさしく感慨ひとしおであり、改めましてご努力いただいた関係の皆様方に心から感謝申し上げる次第であります。

こうして確保されました新しい用地には、中学校のほかに、保育園と老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターといった福祉施設に、将来の予期せぬ人口激増や少人数教育などの際に中学校教室に転用できる市役所のオフィススペース、更に御池通シンボルロードの活性化に役立つ民間店舗などの賑わい施設が、ゆとりを持って併設されます。

四. 学びを追及する「都市型シンボル」

さて、このような全く新しいタイプの中学校施設に対して、私たちが心から期待し強く念願するものは、子どもたちの最良の教育環境とは何かを、私たちと共に常に時代の最先端で追及し続けていかれることに尽きます。

京都の伝統を生きながら時代を先取りし、子どもたちが日々学ぶ創意ある優れた教育環境がそのまま、地域やまちをより良く変貌させて行く創造と発信の場であってほしいと願うものであります。世界文化自由都市・京都、わが国の誇る歴史と伝統の都市・京都の都心部にふさわしく、子どもも大人も地域全体が誇りに思い、京都を訪れる世界中の人々を魅了し続け、二十一世紀の新しい時代を創造していく「都市型シンボル」と呼べるような施設を待望するものであります。

もとより、教育の先進都市・京都ならではの二十一世紀の新しい教育を採り入れ、一人一人の子どもたちの学力や自発性・向上心を高め、たくましく生きる力と豊かな心を育み、多くの友人と切磋琢磨し合い、またリラックスして心と心を和ませたり、部活動を始めスポーツや文化活動などに打ち込んだりと、京都御池中学校に通うどの子どもも皆が充実した学校生活が満喫できるような教育施設でなければなりません。

五. 安らぎと華やぎを創出する心のふれあう地域

さらにこうした教育の営みがいつも地域に開かれ、地域の伝統産業や最先端技術の体験や、幼児やお年寄りとの交流プログラムが展開されるなど、新しい時代に対応した多様な子どもたちの学びが花開き、自然に心と心のふれあいが生まれ、全ての世代が生き生きと輝いて見える華やぎのある施設へと発展してほしいものであります。

こうした様々な取組に、御池通シンボルロードに相応しい魅力的な民間施設などの賑わいが相俟って、交通至便な立地にあるという都市の内外に大きく開かれた地域の利点が発揮され、ひいては地域全体の活性化が図れることが大きく期待されるところであります。

さらに自然や環境に優しく、全ての利用者にも優しいバリアフリーの施設構造と共に、都市部であり限られた条件下ではありますが、緑や木材の活用や自然光の採用など、環境を学びつつ子どもたちが寛げるゆとりや憩いのある空間づくりにも、工夫や配慮を願いたいものであります。

六. 京都御池中学校の施設建設についての提案

私たち京都御池中学校設立推進委員会では、以上の観点をふまえ、新しい中学校の施設建設についての基本的な考え方について以下のとおりまとめて提案するものであります。

この内容は、私たち地域の住民や親の京都御池中学校に対する様々な夢や希望を集め、現在考えることのできる最高の施設像を描き合い、六つの柱に整理してみたものであります。今後、京都市において研究・精査されます、現実の技術的な或いは財政的な制約などとの関係もあり、具体化の可否も含めて十分な検討が必要かとは存じますが、私たちの熱い願いが少しでも多く生かされるように心から期待するものであります。

(一)「地域が誇る、都市型シンボル」 - 子どもと大人と世界を魅了し続け、伝統を生かし未来を創造する場

新しい京都御池中学校の施設は、子どもや親の心を惹きつけ、かつ幼児からお年寄りまでの各世代が集う複合施設として地域に開かれ、地域と共にある施設として、多くの市民が親しみ誇りに思い、伝統と歴史ある京都の新しい文化的財産として、永く国内外にもその魅力を発信できる「都市型シンボル」というべき場所としていただきたい。

(一)「学力を磨き、生きる力を育む」 - 子どもの学ぶ意欲や自発性・向上心を高め、確かな学力を育む空間

優れた学習環境の下で、子どもたちが集中して各教科を学び、また自らの知的探求心を養い、自学・自習に励み、さらにIT学習や読書活動をはじめとした多様な幅広い学習に自由に活用できる知的資源や最先端の設備などの充実した施設としていただきたい。

(一)「憩い語らい、豊かな心を養う」 - 多くの子どもや大人が集い、心豊かな人間関係を培うゆとりの空間 ゆとりと開放感のあるエントランスや多目的な空間と複合施設としての利点を生かし、子どもと子ども、子どもと教師、また地域の各世代の人々が語り合い、子どもの声や笑顔、学校や地域の文化や伝統、賑わいに触れ、豊かな人間関係が自然と培われ、さらに将来の人口変動や少人数教育にも柔軟に対応できる余裕ある施設としていただきたい。

(一)「健康と体力、たくましさを培う」 - 各世代のスポーツ活動や健康づくりなど地域に開かれた空間

子どもたちの屋内外の体育授業や部活動をはじめスポーツ活動や健康づくりはもとより、地域に開かれ、幅広い世代が地域の体育活動や交流行事などの多様なコミュニティ活動などにも多目的に活用できる充実した運動施設を配置していただきたい。

(一)「人と環境の共生、安らぎを結ぶ」 - 人と環境に優しい、自然豊かでバリアフリーな地域の防災拠点

都心部の限られた条件の中で、できるだけ明るい採光や緑、木材など自然を採り入れつつ、環境に優しく環境を学べる施設とし、また育成学級の子どもたちも落ち着いて学び、全ての利用者に優しいバリアフリーの施設としていただきたい。

さらに、災害時に備えた備蓄倉庫を有し、耐震・耐火、防犯機能などの災害時に強い構造、避難のための場所や動線などが整備され、地域の安全を守る安らぎの拠点、地域の信頼を集める防災拠点としていただきたい。

(一)「交流と体験、華やぎの創出」 - 多世代の心温まるふれ合いや賑わいを創り、地域や社会に貢献する場

子どもたちの最良の教育環境を維持しつつ、複合施設として各世代の自然な心のふれ合いが生まれる出入り口や動線などを配し、またふれあい交流や地域への奉仕活動をはじめとする様々なボランティア活動、また伝統産業などの体験学習など、子どもたちの多様な学習活動に円滑かつ柔軟に生かせる施設としていただきたい。

さらに、御池通シンボルロードの賑わいを創出する民間商業施設などとの連携と活用によって、華やぎのある都心部の活性化に貢献し、将来の地域やまち全体の発展に向けた起爆剤として大きく貢献できる場所づくりとしていただきたい。

以上、何卒宜しくお願い申し上げます。

平成十五年一月十七日

京都市長 梶本 頼兼 様
京都市教育委員会様

京都市御池中学校設立推進委員会

京都市市街地景観整備条例(以下「条例」という。)第 20 条の規定により、沿道景観形成地区における沿道景観形成計画を次のように定める。

なお、本計画において用いる用語の意義は、建築基準法又は条例において使用する用語の例による。

1 地区の範囲等

木屋町通から堀川通までの御池通(約 1.7 キロメートル)及び道路境界から 30 メートルの沿道区域を御池通沿道景観形成地区に指定する。ただし、木屋町通、烏丸通、堀川通の美観地区を除く地域で、面積は 17.1 ヘクタールである。区域は計画図に示す。

2 町並みの形成の沿革

昭和 20 年まで、御池通は幅員 8 メートル程度の町通りであった。その年、第二次世界大戦の空襲が頻繁となり、その対策として防空空地を確保する疎開が実施された。御池通については、通り南側 70 メートルの幅で建造物が除去され、防空空地とされた。戦後、疎開跡地の利用が検討される中で、御池通については、幅員 50 メートルの都市計画道路として活用することが定められ、昭和 28 年に事業が完了した。

以降、京都の市内幹線道路として機能し、その沿道は、都市業務中枢地として、業務系の高層建築が立ち並び、烏丸通と連続して、新しいタイプのビジネス街の景観を形成してきた。

平成 9 年 5 月の御池地下駐車場の開業、同年 10 月の地下鉄東西線の開通、御池地下街の開業等により、御池通沿道は、新たなまちづくりの出発時期を迎え、市民に親しまれる都心の遊歩道としての整備が求められている。

3 景観形成に関する基本計画

(1)景観形成の目的

御池通は、地下鉄の開通により、交通の利便性が格段に高まり、都心業務機能のみではなく、市民が憩い、楽しめる町としての役割が新たに求められている。こうした中、快適な都心の散策が楽しめる道空間として、新しい京都らしさが味わえる都心景観を御池通沿道に形成する。

(2)景観特色と景観形成方針

ア 景観の特色

沿道の建造物を概観すると、次の地区ごとに特徴が見られる。

なお、共通点としては、御池通の南側の家屋が除去されたため、南側は歴史的な建造物が少なく、ビル建築が連担しているのに対し、北側は、戦前の住宅や路地が残り、歴史的な雰囲気を受け継ぎ、近代景観のなかにも歴史を感じさせることがあげられる。

(ア)東地区(木屋町通～柳馬場通)

河原町通と機能を連携する地区で、サービス系の業務と店舗が混在し、賑わいのある地区である。建造物は中高層建築が多く、東山を背景に伸びやかな町並み景観を示すが、麩屋町と柳馬場通間は、戦前の低層の町並みを残している。

(イ)中地区(柳馬場通～新町通)

烏丸通と機能を連携する地区で、都心業務施設が集まり、オフィス街を形成している。

建築物も高層建築が多く、スカイラインも整い、烏丸通と連続して最も都心業務らしい町並み景観を形成している。

(ウ)西地区(新町通～堀川通)

堀川通と機能を連携する地区で、特に二条城近くに、観光サービス施設が集まっている。

中層と高層建築が混在するが、低層建築も多い。

イ 景観形成の方針

鴨川、二条城の二つの自然・文化資産を起終点とするこの沿道地区は、本市の都心中枢業務地を形成し、最も近代的な景観を形成する地区である。背景には、東山と西山に山並みが屏風のように町並みを包み込む。また、祇園祭、時代祭等の祭事の舞台ともなり、賑わいと華やかさにふさわしい空間を演出することも求められていることから、21世紀の京都を代表する文化と歴史を創造する新しい街路空間を形成するため、次の方法で景観形成を図る。

(ア)緑の連続

背景となる西山、東山の緑と街路の緑との連続性を保つ。

(イ)シンプルな路上施設

路上施設は、できる限りシンプルで明快なデザインとする。

(ウ)アート空間の創出

アート(造型芸術等)の導入により、通りを通行する人が楽しみ、文化の創造に資するしつらえを行う。

(エ)祭の舞台

御池通は、伝統的又は新たな祭や行事の舞台となることから、これらの祭事の演出を図ることのできる空間とする。

(オ)建築デザインの共鳴

隣接又は対面する建築デザインと強調・共鳴するよう形態・意匠に配慮する。

4 公共施設の景観の維持及び向上に関する事項

(1)道路部の景観形成

ア 道路構造

緩速車線を廃止して、歩道幅員を広げ、標準 12メートルとする。祭事を開催することから、原則として中央分離帯は設けない。

イ 街路樹

樹冠が連続するけやき並木とする。

ウ 路上施設

(ア)電線類

電線類は地中化し、視線を遮る工作物を少なくする。

(イ)地下鉄出入口の上屋

地下鉄出入口等の上屋は、背景となる山並みと調和し、視線を遮らない形態・意匠とする。

(ウ)道路標識類

道路標識,案内標識,街灯,信号類は,できる限り統合しシンプルなデザインとする。

エ 照明

都心の夜景を演出するしゃれた照明となるよう創意・工夫する。

(2)祭事等の景観演出

ア はれの空間演出の可能性

道路全体が祭事等の空間として利用できる機能,形態を備える。

イ 沿道建築との一体性

祭事等の空間利用を支援するため,歩道空間と沿道建築空間の一体的利用や工作物による景観演出ができる配慮を行う

5 建造物その他の工作物(以下「建築物等」という。)も景観の維持及び向上に関する事項

建築物等については,次の事項に留意するものとする。

(1)多くの人が集まり,散策し,町を楽しむ施設や備えのある町並みづくり

ア 1階は,店舗やショートウィンドー等を配置して散策者の目を楽しませるように配慮すること。

イ 雨の日でも快適に歩けるよう1階の壁面の後退等に配慮すること。

ウ 夜の散策を楽しめるよう道路照明と連携したライトアップやショーウィンドーの照明に配慮すること。

(2)祭の舞台としての通りの演出

祭事の景観演出ができるよう,のぼり,提灯,まん幕などを設ける装置を備えること。

(3)町通り(南北の通り)や周境界わいととの回遊性の確保

町通りに接する建物は,町通りに面する1階の壁面を後退し,歩きやすい道づくりに配慮すること。

(4)山並みを背景とするスカイラインの形成

ア 建築物の連続性を確保するため,壁面の位置を揃えること。

イ 高さ31メートルを超える建築物の場合は,31メートルで軒線(水平ライン)を強調すること。

ウ 屋上に塔屋,建築設備,又は工作物を設ける場合は,御池通から見えないよう配慮すること。

エ 工作物の最高部分の高さは50メートル以下とすること。

(5)人に優しい形態・意匠

ア オフィス建築にあっては,1階部分にショーウィンドーや飾り窓を設けるなど,賑わいの演出を図ること。

イ その他の建築にあっては,市民が出入りできる施設を配慮し,通りから見えるデザインとすること。

ウ 低層部(おおむね地上3階以下の部分)の壁面は,できる限り石材等の自然素材感のある材料で仕上げること。

(6)色彩・装飾の配慮

派手な色彩や過度の装飾を控えること。

6 植栽その他の方法による修景に関する事項

青空又は工作物による駐車場及び資材置き場などの空地で長期間維持する土地にあっては,次の事項に留意して,町並み景観の連続性及び快適性の保持に努める。

- (1)道路に面する部分を可能な限り生け垣等で囲み空地が道路から見えない配慮をすること。
- (2)可能な限り、街路広場の用に供する等、歩行者の便宜を図ること。

7 新築等又は模様替え等で、市長に対する届出を要することとするものに関する事項

(1)道路部における新築等又は模様替え等

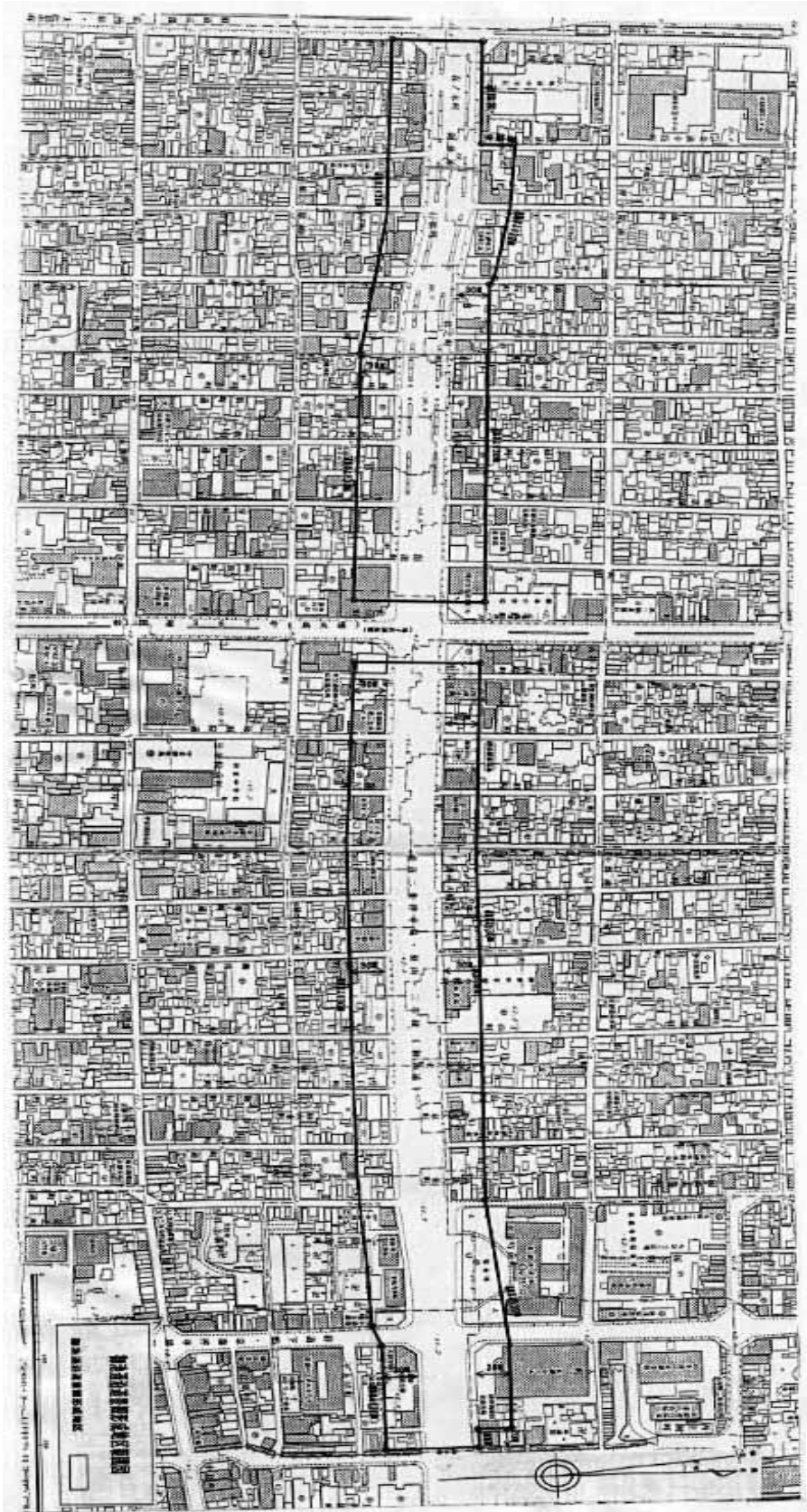
道路部において建築物等の新築等又は模様替え等を行う場合は、行為に着手する日の14日前までに市長に届出ること。

(2)道路部以外における新築等又は模様替え等

次の行為を行う場合、建築確認を要する行為にあつては、当該確認の申請をする前に、その他の行為にあつては、当該行為に着手する日の30日前までに市長に届出ること。

ア 建築物の新築等又は模様替え等

イ 第1種工作物又は第2種工作物の新築等又は模様替え等



御池通沿道景観形成地区計画図